

京都府警察機動装備隊の設置及び運用要綱の制定について（通達）

最終改正 令和6.3.8 例規務第3号
京都府警察本部長から各部長、各所属長あて

このたび、事件事故、災害等の発生時において、装備資機材を総合的かつ重点的に活用し、事件事故、災害等の現場における警察活動を効果的に支援するため、京都府警察機動装備隊の設置及び運用要綱を下記のように定め、平成15年4月1日から実施することとしたから、誤りのないようにされたい。

記

京都府警察機動装備隊の設置及び運用要綱

1 趣旨

この要綱は、京都府警察機動装備隊（以下「機動装備隊」という。）の設置及び運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 設置

京都府警察本部（以下「本部」という。）に、機動装備隊を置く。

3 任務

機動装備隊の任務は、次のとおりとする。

- (1) 事件事故、災害等（以下「事件等」という。）の現場における活動に必要な装備資機材の把握、調達及び事件等の現場への搬送に関すること。
- (2) 事件等の現場における装備資機材の運用に関すること。
- (3) 装備資機材の取扱いについての指導に関すること。

4 編成

- (1) 機動装備隊は、隊長及び総括班長並びに班長及び班員（以下「隊員」という。）をもって構成する。
- (2) 機動装備隊の編成は、別表のとおりとする。
- (3) 隊長は、総括班長及び隊員を指揮して、機動装備隊の任務を総括する。
- (4) 総括班長は、隊長を補佐するとともに、隊長に事故あるときは隊長の職務を行う。
- (5) 班長は、別表に定める班ごとに班員のうちから隊長が指定するものとし、隊長の指揮を受け、班の事務分掌を処理する。

5 隊員の指定

- (1) 別表に定める班（総務班を除く。）の事務分掌を主管する部（サイバー対策本部を含む。以下同じ。）の長（以下「主管部長」という。）は、当該部に属する職員のうちからその班の隊員として適任であると認める者を、機動装備隊隊員指定推薦（上申）書（別記様式第1）により総務部長に推薦するものとする。
- (2) 装備課長は、装備課の職員のうちから別表に定める総務班の隊員として適任であると認める者を、機動装備隊隊員指定推薦（上申）書により総務部長に上申するものとする。
- (3) 総務部長は、前記5の(1)の規定により推薦のあった者又は同(2)の規定により上申のあった者について審査の上、機動装備隊隊員指定書（別記様式第2）により隊員として指定するものとする。

(4) 主管部長及び装備課長は、班の隊員に異動その他の理由により欠員を生じたときは、速やかに他の者を、前記5の(1)又は(2)の規定により推薦又は上申するものとする。

6 運用

(1) 事件等の発生地を管轄する警察署長又は当該事件等の捜査を主管する本部の所属長（以下「署長等」という。）は、事件等の処理に際し、機動装備隊の出動を必要とするときは、総務部長に要請（装備課長経由）することができるものとする。

(2) 総務部長は、前記6の(1)の規定による要請を受けた場合において、必要があると認めるときは、事件等の規模及び内容に応じて、機動装備隊の全部又は一部に対し、招集、待機又は出動を命じるものとする。

(3) 総務部長は、必要があると認めるときは、各所属に配備されている装備資機材（車両を除く。）について、名称及び数量を指定して一元的に運用することができる。

(4) 隊長は、出動を命じられた場合は、各所属の保有する装備資機材の状況を考慮の上、班長を指揮して必要な装備資機材を速やかに調達し、現場搬送及び現場支援を行うものとする。この場合、隊長は、署長等及び装備資機材の調達先の所属長と十分な調整及び連携を図るものとする。

(5) 隊長は、出動する場合において、装備資機材の取扱いに関し、特別な資格、知識又は技能を有する職員（以下「有資格者等」という。）を必要とするときは、当該有資格者等の属する所属長に対し、当該有資格者等の派遣を要請することができるものとする。

(6) 機動装備隊の運用に係る細部事項は、総務部長が別に定める。

7 隊員の心得

(1) 隊員は、所属する部に配備されている装備資機材に関する知識の習得及び技能の研さんに努めなければならない。

(2) 隊員は、事件等の現場における捜査その他の第一線の警察活動を装備資機材の有効的な活用を通じて支援するとの使命感を持って任務を遂行しなければならない。

8 その他

(1) 隊長は、常に近畿管区警察局京都府情報通信部機動通信隊との連携を図り、その活動に当たっては、相互の連絡を密にしなければならない。

(2) 隊長は、機動装備隊の任務の効果的な遂行を図るため、適宜、隊員に対し、装備資機材の用途、特徴、取扱要領等についての教養及び関係する部署との共同による装備資機材を活用した実践的訓練を積極的に実施するものとする。

(3) 所属長は、配備されている装備資機材について、点検整備を徹底して、常に有効に活用できるように努めるものとする。

(4) 機動装備隊に関する庶務は、装備課において行う。

(別表省略)

(様式省略)